



林野火災 に注意!!



林野火災
注意報時の
たき火等を
避ける

林野火災注意報

- ◎ 林野火災が発生しやすいときに発令
- ◎ 指定区域内の屋外での火の使用を控える

林野火災
警報時の
たき火等は
禁止

林野火災警報

- ◎ 林野火災が大規模化しやすいときに発令
 - ◎ 指定区域内の屋外での火の使用は禁止
- 【罰則】 違反者は30万円以下の罰金又は拘留**

※岩手県大船渡市の林野火災の様子

全国で多発する「林野火災」を防ぐために、新たな制度が創設されました

林野火災注意報や林野火災警報は、具体的には、市町村の火災予防条例で規定され、市町村長が林野火災の危険性に応じて発令するもので、今年の1月から全国で運用が始まりました。

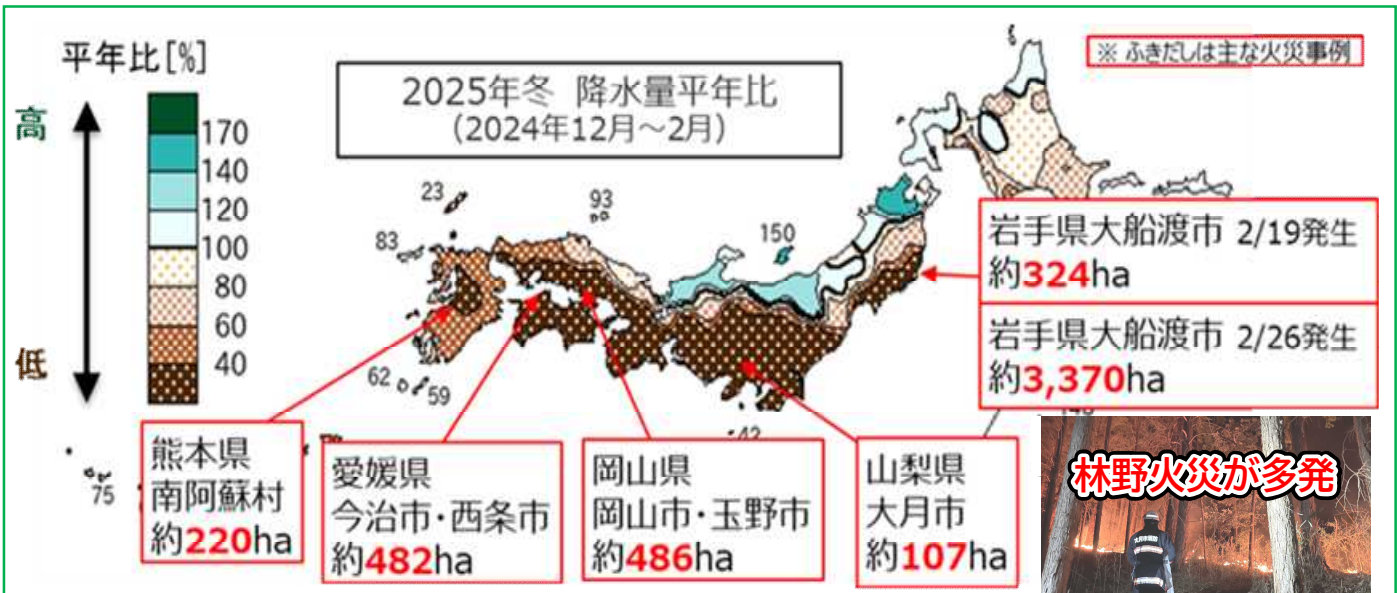
「たき火」や「火入れ」を行う際は、消防機関への届出が必要です

たき火を含む火災とまぎらわしい行為については届出が必要となっています。
火災と間違われられないためにも、必ず、管轄の消防署所へ届出を実施してください。

※ なお、森林やその周囲で火入れを行う際は、市町村長の許可が必要となります。



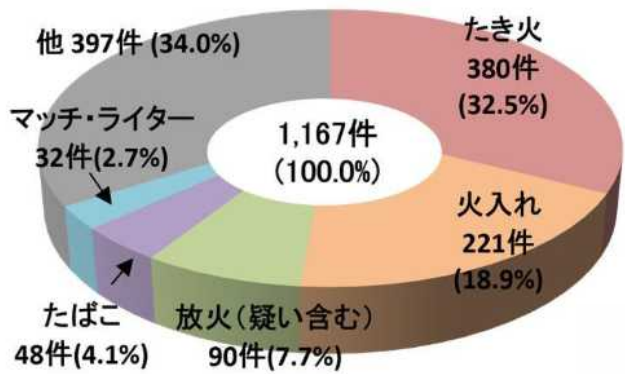
記録的少雨だった令和7年の林野火災の発生状況



岩手県大船渡市の林野火災では、最大で一日当たり**2,100名規模**の地元・県内消防機関・15都道府県からの緊急消防援助隊や自衛隊ヘリが、地上・上空から懸命な消火活動を実施しています。

記林野火災の多くが【人為的な原因】によるものとなっています！

林野火災出火原因 (令和2年～6年の平均)



- 乾燥・強風時の屋外での火の使用は意図しない林野火災を発生させるおそれがあります。
- 乾燥・強風時は、林野火災の発生や延焼拡大の危険が高いため、屋外での火の使用はしないでください。
- 林野火災注意報、林野火災警報は、火災予防条例に基づいて市町村長が発令します。
- 市町村・消防本部の発令情報を確認してください。

乾燥・強風時は要注意！！

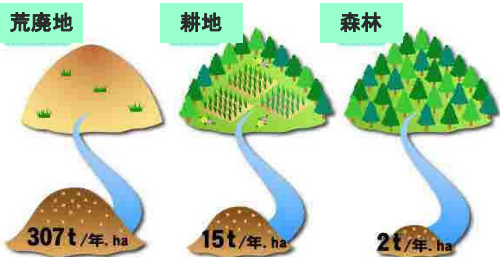
かけがえのない森林をみんなで火災から守りましょう

森林には、土砂災害の防止や、国土保全機能など、様々な働きがあります。

しかしながら、林野火災で森林が焼失すると、その復旧にはたいへんな年月と労力がかかります。



森林の国土保全機能(流出土砂量の比較)



※資料:丸山岩三「森林水文」実践林業大学(1970)

高知県危機管理部消防政策課

広告に関するお問合せ

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁3階
TEL: 088-823-9098 FAX: 088-823-9253